

1 1 感染症対策

〔現況及び施策の方向〕

1 感染症予防事業

エボラ出血熱，中東呼吸器症候群，鳥インフルエンザ等の新興感染症及びジカウイルス感染症等の蚊媒介感染症も世界的な脅威となっている。本県では，ノロウイルス等の感染性胃腸炎，季節性インフルエンザ，腸管出血性大腸菌による集団感染が発生している。

重大な感染症の疑いがある場合に，的確で迅速な対応により県民の安全安心を確保するため，平成25年4月に「感染症・疾病管理センター（ひろしまCDC）」を開設した。

感染症の集団発生時には，平成31年3月に改正した広島県感染症危機管理マニュアルに基づき，患者に対する医療の提供及びまん延防止対策を講じる。

また，新型コロナウイルス感染症については，令和元（2019）年12月以降，世界的に感染が拡大し，本県でも令和2年3月7日に初めての感染者が確認された。その後，繰り返される感染拡大の波に対応するため，PCR検査の推進や医療機関への患者搬送・入院の調整，ワクチン接種の準備等に取り組んできた。令和3年1月には，さらなる感染拡大に備えて，感染症・疾病管理センター（ひろしまCDC）を包含した「新型コロナウイルス感染症対策担当」を新設し，複数部署で分担していた業務を一元化するなど体制強化を図っている。

2 結核予防事業

本県では，結核の新登録患者数が着実に減少しているが，令和元年の罹患率（人口10万対）は10.1であり，目標値の9.0を上回っている。平成29年3月に改定した「結核予防推進プラン」に基づき，高齢者に重点を置いた早期発見・早期治療によるまん延防止や，患者の生活環境に応じた医療・支援（DOTS（直接服薬確認療法）等），外国人に対する結核の啓発・支援体制の整備，高齢者関係施設等に対する啓発活動等，重点的かつきめ細やかな結核対策を推進する。

3 エイズ予防事業

本県における新規感染者等の数は減少傾向にあるが，エイズを発症して初めてHIV感染が判明する者が未だ一定の割合を占めている。引き続き，早期治療・感染拡大防止に結びつけるため，早期発見の啓発活動への取組や検査体制を強化する。また，抗HIV薬の進歩によりエイズが予後不良の疾患から慢性疾患へと移行しつつあり，エイズ患者の長期療養に対する支援等，効果的なエイズ対策を推進する。

4 新型コロナウイルス感染症対策

本県における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するとともに，検査体制の強化や医療提供体制の確保，社会福祉施設等への支援など，様々な課題に迅速かつ適切に対処する。

〔事業の内容〕

1 感染症予防対策

(1) 感染症・疾病管理センター事業（予算額 11,530 千円）

平成 25 年 4 月 1 日に設置した広島県感染症・疾病管理センターの各種事業及び運営を行う。（平成 25 年度創設）

(2) 感染症予防対策事業（予算額 83,440 千円）

ア 感染症対策事業

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、感染症に対する正しい知識の普及啓発、感染症診査協議会の設置及び感染症の患者に対する良質かつ適正な医療の提供等を推進する。（平成 11 年度創設）

イ 感染症発生動向調査事業

コンピューターオンラインを活用して、医療機関・保健所・県による発生動向調査及び病原体検査を実施し、結核発生状況の把握、感染症発生状況の把握、解析と流行予測を行い、効果的な予防対策を推進する。（昭和 61 年度創設）

ウ 防疫体制整備事業

保健所等の防疫にかかる活動体制、検査体制、研修体制の機能強化を図る。（平成 9 年度創設）

(3) 新型インフルエンザ対策事業（予算額 240,454 千円）

新型インフルエンザの感染拡大を可能な限り抑制するとともに、重症患者への適切な医療を確保し、健康被害を最小限にとどめること等を目的に、新型インフルエンザ対策の更なる推進を図るための諸施策を実施する。（平成 18 年度創設）

(4) 予防接種の推進（予算額 41,776 千円）

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）に基づいた適切な予防接種の普及啓発を図るとともに、市町村を超えた広域予防接種を推進する。また、予防接種要注意者に対する定期的予防接種や地域のかかりつけ医からの医療相談等を実施する「広島県予防接種相談支援センター」の運営や予防接種法に基づく健康被害について救済給付を行う。（平成 18 年度創設）

(5) ハンセン病対策（予算額 2,330 千円）

ハンセン病に対する正しい知識の普及啓発を図るとともに、専門医による在宅回復者の検診、療養所入所者に対する訪問、里帰り・社会復帰支援、郷土製品の送付を実施する。（昭和 38 年度創設）

第1表 一類～三類感染症患者発生状況

(単位 人)

	令和2年		令和元年		平成30年	
	広島県	全国	広島県	全国	広島県	全国
一類	エボラ出血熱	0	0	0	0	0
	クリミア・コンゴ出血熱	0	0	0	0	0
	痘そう	0	0	0	0	0
	南米出血熱	0	0	0	0	0
	ペスト	0	0	0	0	0
	マールブルグ病	0	0	0	0	0
	ラッサ熱	0	0	0	0	0
二類 ※1	急性灰白髄炎	0	0	0	0	0
	ジフテリア	0	0	0	0	0
	重症急性呼吸器症候群	0	0	0	0	0
	中東呼吸器症候群	0	0	0	0	0
	鳥インフルエンザ (H5N1)	0	0	0	0	0
鳥インフルエンザ (H7N9)	0	0	0	0	0	
三類	コレラ	0	1	0	5	0
	細菌性赤痢	0	87	1	140	5
	腸管出血性大腸菌感染症	67	3,092	53	3,744	38
	腸チフス	0	21	0	37	1
	パラチフス	1	7	1	21	0

- (注) 1 広島市, 呉市, 福山市を含む。
 2 令和2年は, 速報値である。(無症状病原体保有者を含む)。
 3 ※1: 結核を除く。

2 結核予防対策

(1) 予防活動 (予算額 18,567 千円)

患者接触者に対する健康診断を実施することにより患者の早期発見に努めるとともに, 結核患者に対する良質かつ適正な医療の提供等を推進する。(昭和26年度創設)

第2表 結核患者等の登録状況

(単位 人)

区分	活動性肺結核			活動性肺外結核	不活動性その他	計	
	登録時喀痰塗抹陽性	登録時その他の結核菌陽性	登録時菌陰性・その他				
新登録患者	令和2年度	103	51	26	74	—	254
	令和元年度	97	60	28	68	—	253
	平成30年度	115	56	30	89	—	290
登録患者	令和2年度	69	32	20	50	438	609
	令和元年度	64	32	9	50	428	583
	平成30年度	74	41	20	64	469	668

- (注) 1 広島市, 呉市, 福山市を含む。
 2 登録患者は, 各年末現在の数である。
 3 令和2年は, 速報値である。

第3表 健康診断, 管理検診実施状況

(単位 人, %)

区分	対象人員	実施人員	受診率	
令和2年度	接触者健診	699	672	96.1
	集団健診	10	10	100.0
	管理検診	372	328	88.2
令和元年度	接触者健診	772	719	93.1
	集団健診	43	36	83.7
	管理検診	369	335	90.8
平成30年度	接触者健診	961	919	95.6
	集団健診	63	61	96.8
	管理検診	397	353	88.9

- (注) 1 広島市, 呉市, 福山市を除く。
 2 令和2年度は, 速報値である。

(2) 結核患者医療費の給付（予算額 22,272 千円）

結核患者に対して医療費公費負担を行い、適正医療の確保を図る。（昭和 26 年度創設）

第 4 表 結核医療費公費負担実施状況

（単位 人，千円）

区 分		対 象 人 員	公 費 負 担 額
令和 2 年度	一般患者（37 条の 2）	1,005	1,475
	入 院 患 者（37 条）	151	16,640
	計	1,156	18,115
令和元年度	一般患者（37 条の 2）	1,302	2,034
	入 院 患 者（37 条）	152	11,441
	計	1,454	13,475
平成 30 年度	一般患者（37 条の 2）	1,378	2,134
	入 院 患 者（37 条）	165	15,085
	計	1,543	17,219

（注）広島市，呉市，福山市を除く。

(3) 結核対策特別促進等事業（予算額 12,647 千円）

結核予防思想の普及啓発，直接服薬確認療法（DOTS）の推進など地域の実情に配慮したきめ細かな結核対策特別促進事業（昭和 61 年度創設）を実施するとともに，事業者等が実施した健康診断の費用を補助する等，結核予防対策を推進する。（昭和 49 年度創設）

3 エイズ予防対策

(1) 推進体制等の整備（予算額 224 千円）

行政機関の連携を強化するとともに，経済界，マスコミ等広く関係団体の協力を得て，県民総ぐるみとなったエイズ対策を推進する。

また，予防の徹底と患者・感染者に対する差別や偏見を生まない状況を醸成するため，各種普及啓発資料を活用するとともに，講演会や研修会を通じて正しい知識の普及を図る。（昭和 62 年度創設）

(2) 相談体制の充実（予算額 193 千円）

患者・感染者をはじめ広く県民を対象として，各保健所において，カウンセリングによる相談支援体制を確立している。（平成 4 年度創設）

また，保健所職員に対する研修会等を実施する。

○ 広島県エイズホットライン

日 時：毎週日曜日（ただし，12 月 28 日から 1 月 4 日を除く。）9：00～16：00

電話番号：(082)227-2355

(3) 検査体制の充実（予算額 3,895 千円）

保健所の他、夜間・休日等、受検者にとって利便性の高い検査窓口を開設し、検査体制の充実を図る。（平成5年度創設）

○ HIV 抗体検査（無料）

日 時：平日（実施機関で異なるため事前に問い合わせが必要。）

場 所：各保健所（支所），保健センター

○ 広島県エイズ日曜検査（無料）

日 時：毎月第3日曜日，ただし，6・12月は第1・3日曜日（要予約）13：00～16：00

場 所：県立広島病院内（広島市南区宇品神田一丁目5-54）

予約電話：(082)227-2355

受付時間：毎週日曜日（ただし，12月28日から1月4日を除く。）9：00～16：00

○ クリニック検査（要検査料）

ア おだ内科クリニック

場 所：広島市中区鞆町13-4

予約電話：(082)502-1051

予約受付時間：9:00～12:00, 14:00～18:00

（ただし，水・土曜日の午後，日曜日・祝日を除く。）

イ 藏本内科

場 所：広島市中区大手町三丁目8-4

予約電話：(082)504-7311

予約受付時間：9:00～12:45（ただし，土曜日は～11:45），15:00～18:45

（ただし，木・土曜日の午後，日曜日・祝日を除く。）

ウ みやの耳鼻咽喉科

場 所：尾道市高須町5737

予約電話：(0848)47-3387

予約受付時間：9:00～12:30（ただし，土曜日は～12:00）14:30～18:00

（ただし，木・土曜日の午後，日曜日・祝日を除く。）

エ いそだ病院

場 所：福山市松浜町1-13-38

予約電話：(084)922-3346

予約受付時間：9:00～12:00, 15:00～18:00

（ただし，木・土曜日の午後，日曜日・祝日を除く。）

オ セントラル病院

場 所：福山市住吉町1-26

予約電話：(084)924-4141

予約受付時間：9:00～12:00, 14:00～17:30

（ただし，土曜日の午後，日曜日・祝日を除く。）

○ 広島市エイズ夜間検査（無料）

日 時：毎週月曜日（ただし、休日、祝日を除く。要予約）18：00～19：40

場 所：広島市中保健センター（広島市中区大手町四丁目 1-1）

予約電話：(082)504-2528

受付時間：月～金曜日（ただし、休日、祝日を除く。）8：30～17：15

○ 福山市エイズ夜間検査（無料）

日 時：毎月第3木曜日（ただし、休日、祝日を除く。要予約）17：40～20：30

場 所：福山すこやかセンター（福山市三吉町南二丁目 11-22）

予約電話：(084)928-1127

受付時間：実施月の1日より予約を受け付け 8：30～17：15

（1日が土曜日や休日、祝日の場合には、実施月の最初の開所日より受け付け）

(4) 医療体制の充実（予算額 52,171千円）

医療機関との連携を強化し、患者・感染者が安心して適切な医療を受けることができる体制を確立する。（昭和62年度創設）

抗HIV薬の進歩によりエイズが予後不良の疾患から慢性疾患へと移行しつつあることから、エイズ患者の長期療養支援及び緩和ケアなどを取り入れた、エイズ治療中核拠点病院、エイズ治療拠点病院及びエイズ受療協力医療機関による連絡協議会及び医師研修会を開催する。また、中国・四国ブロック拠点病院による研修事業、調査研究事業等により中国・四国ブロックのエイズ医療水準の向上・均てん化を図る。

第5表 エイズ患者・HIV感染者数

（単位 人）

区 分		患 者	感 染 者	計
広島県	令和2年	7	5	12
	令和元年	2	13	15
	平成30年	11	8	19
	累 計	140	257	385
全国累計（令和元年）		9,646	21,739	31,385

（注）1 血液凝固因子製剤によるものを除く。

（注）2 令和2年は速報値。

3 広島県累計は昭和60年から令和2年までの合計値。

4 新型コロナウイルス感染症対策

(1) 感染防止対策

ア 【新】オンライン診療活用検討事業（予算額 18,213 千円）

新型コロナウイルス感染症の影響により医療機関の受診を控える県民や感染拡大時の自宅療養者等へのオンライン診療・服薬指導について、課題抽出や有効性等の検証を行う。（令和3年度創設）

イ 【新】帰国者・接触者相談窓口設置事業（予算額 393,895 千円）

保健所機能の維持・強化を図るため、相談窓口を設置するとともに、積極的疫学調査の体制を強化する。（令和2年度創設）

ウ 【新】感染情報分析・患者等フォローアップ事業（予算額 34,802 千円）

積極的疫学調査等を通じて得たデータを分析し、感染予防や感染拡大防止に向けた県民への情報発信や今後の感染症対策に生かす。（令和2年度創設）

エ 【新】PCR検査体制強化事業（予算額 1,045,259 千円）

行政検査に必要な試薬の購入や、PCRセンターの設置、民間検査機関への検査委託等を行う。（令和2年度創設）

オ 感染拡大防止支援事業（予算額 178,969 千円）

感染症診療体制が維持できるよう、医療資材のひっ迫に備え、医療資材の備蓄や配送について、業務委託等を行う。（令和元年度創設）

カ 【新】介護施設等職員感染拡大防止事業（予算額 1,300,525 千円）

重症化しやすい高齢者や障害者が入所する施設の職員等を対象に、PCR検査又は抗原検査を実施する。（令和2年度創設）

キ 【新】児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（コロナ対策事業分）

（予算額 80,000 千円）

児童養護施設等で生じた人件費等のかかり増し経費を支援する。（令和2年度創設）

ク 【新】軽症患者等搬送業務委託事業（予算額 87,480 千円）

軽症患者等の搬送業務を民間事業者に委託する。（令和2年度創設）

ケ 【新】飲食店における感染予防対策事業（予算額 18,378 千円）

新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店及び広島積極ガード店に関する周知啓発に取り組むとともに、登録店舗に対して実地調査を行う。（令和2年度創設）

コ 【新】新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業

（令和2年度2月補正予算額 319,645 千円）

新型コロナウイルスワクチンを円滑に接種できる体制を整備する。（令和2年度創設）

サ 【新】新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口設置事業

(令和2年度2月補正予算額 20,979千円)

新型コロナウイルス感染症に関する不安などの相談に対応するため、保健所設置市のコールセンターへの転送に係る通信費用を補助する。(令和2年度創設)

シ 【新】介護施設等整備事業(令和2年度2月補正予算額 105,000千円)

高齢者施設における感染拡大防止を図るため、ゾーニング整備を行う事業者に対して補助する。

(令和2年度創設)

(2) 医療提供体制の確保(予算額 51,941千円)

ア 【新】感染症医療従事者支援事業(予算額 630,191千円)

新型コロナウイルス感染症患者に対応する医療従事者に対し、特殊勤務手当を支給する医療機関に対し、経費を補助する。(令和2年度創設)

イ 【新】医療従事者に対する検査体制支援事業(予算額 468,184千円)

感染症医療の最前線で業務にあたる医療従事者を対象に、定期的(月1回)にPCR検査を実施する。(令和2年度創設)

ウ 【新】医療提供体制確保事業(予算額 122,738千円)

患者を受け入れる病床を確保する医療機関等の設備整備や、医療従事者の宿泊施設の確保のほか、消毒費用に対して補助する。(令和2年度創設)

エ 【新】薬局等に対する継続再開支援事業(予算額 4,113千円)

新型コロナウイルス感染等で業務を行えない薬剤師が勤務する医療機関・薬局への代替薬剤師の派遣や、業務の継続・再開に対して支援する。(令和2年度創設)

オ 【新】在宅障害者医療等提供体制確保事業(予算額 18,018千円)

在宅の重症心身障害児(者)や、介護者等が感染した場合に、継続した医療的ケアや障害福祉サービスの提供を行うための体制を整備する。(令和2年度創設)

カ 【新】危機発生時における医療体制強化事業(予算額 20,596千円)

新興感染症、災害医療及び救命救急医療など、有事に焦点を置いた、県の危機医療の体制強化を図る。(令和2年度創設)

キ 【新】感染症対策急性期医療チーム等派遣事業(予算額 3,363千円)

DMAT(感染症対策急性期医療チーム)や看護師等をクラスター発生施設に派遣する際に必要な、新型コロナウイルス感染症対応保険に加入する。(令和2年度創設)

ク 【新】医療機関等感染拡大防止対策支援事業(予算額 48,223千円)

医療従事者等に対する慰労金や医療機関に対する支援金の速やかな支給を行う。(令和2年度創設)

- ケ 【新】感染症医療提供体制強化事業（令和2年度2月補正予算額 12,145,884 千円）
新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の確保等について支援を行うことにより、公衆衛生の向上を図る。（令和2年度創設）
- コ 【新】宿泊療養施設等確保事業（令和2年度2月補正予算額 3,570,359 千円）
軽症患者が療養するための宿泊療養施設等を確保する。（令和2年度創設）
- サ 【新】感染症患者搬送車両整備事業（令和2年度2月補正予算額 62,173 千円）
患者搬送体制を強化するため、県において搬送車両を追加整備するとともに、市町の搬送車両の配備に対し補助する。（令和2年度創設）